



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 20
【根拠条文】 法第27条の26第2項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 福田 政之
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】 平成18年8月31日
【提出日】 平成18年9月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社サクラダ
会社コード	5917
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所第1部
本店所在地	千葉県市川市二俣新町21番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー (DKR Oasis Management Company LP)
住所又は本店所在地	アメリカ合州国コネチカット州06902、スタンフォード、イースト・メイ ン・ストリート1281
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2002年1月22日
代表者氏名	バーバラ・バーガー (Barbara Burger)
代表者役職	代表署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	私募投資ファンドのインベストメント・マネジャー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 福田 政之
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			1,502,000
新株予約権証券(株)	A	—	F 7,200,000
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 8,702,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N	0	
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	8,702,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	7,200,000	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月31日現在)	Q	143,561,885
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($O/(P+Q) \times 100$)		5.77%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.06%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

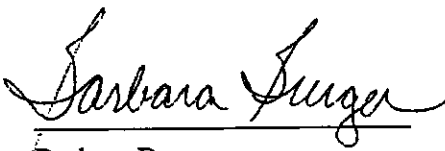
提出者とサクラダ・パイアウト有限責任中間法人との間の売買契約によりサクラダ・パイアウト有限責任中間法人は提出者が平成18年9月20日以降に保有する新株予約権証券の全て又は一部を提出者から新株予約権証券1個あたり400万円で買戻すことができる。

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that DKR Oasis Management Company LP, a corporation organized and existing under the laws of Delaware, with its principal office at 1281 East Main Street, Stamford, CT 06902, USA, (the "Corporation"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Masayuki Fukuda, an attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Corporation, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices in connection with Sakurada Co., Ltd.

IN WITNESS WHEREOF, the Corporation has caused this power of attorney to be duly signed by Barbara Burger, this 30th day of March, 2006.

DKR Oasis Management Company LP

By: 
Barbara Burger
Authorized Signatory

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して設立され、存続し、その主たる事務所をアメリカ合州国コネチカット州06902、スタンフォード、イースト・メイン・ストリート1281に有する法人であるディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である福田政之氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること並びに株式会社サクラダに関する同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当法人は、2006年3月30日、バーバラ・パーガーをして本委任状に適法に署名せしめた。

ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー

[署 名]

バーバラ・パーガー

代表署名権者 (Authorized Signatory)

上記正訳致しました。
弁護士 福田 政之

